

8 右折時、直進車や左折車への通行妨害

法第37条違反

交差点を右折するとき、その交差点で直進や左折しようとする車両等の進行を妨害する行為



5万円以下の罰金

9 環状交差点通行車妨害等

法第37条の2第1項・第2項違反

環状交差点内を通行する車両等の進行を妨害したり、環状交差点に入ろうとするときに徐行しない行為



3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

交差点安全進行義務違反

法第36条第4項違反

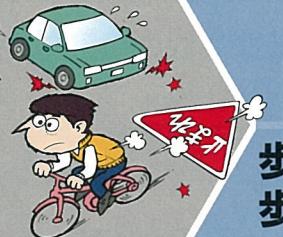
交差点に入ろうとしたり交差点を通行中に、周囲の車や歩行者等に注意せず、安全な速度と方法で進行しない行為

3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

1 歩道での無軌道な通行

法第63条の4第2項違反

自転車が通行できる歩道を通行するとき、車道寄りの部分や「普通自転車通行指定部分」を徐行しない行為



2万円以下の罰金または科料

13 酒酔い運転

法第65条第1項違反



5年以下の懲役または100万円以下の罰金

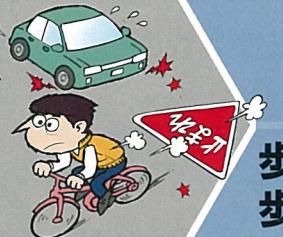


※ながらスマホ運転や傘さし運転等事故を起こした場合も安全運転義務違反になることがあります。

10 一時不停止

法第43条違反

信号のない交差点で、一時停止標識等があるのにそれを無視し、停止線の直前で一時停止せずに交差点に進入したり、交差道路を通行する車両等の進行を妨害する行為



3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
(過失は10万円以下の罰金)

環状交差点安全進行義務違反

法第37条の2第3項違反

環状交差点に入ろうとしたり、交差点内を通行するときに、ほかの車両等や道路を横断する歩行者に注意しなかったり、安全な速度と方法で進行しない行為



3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

12 制動装置不備の自転車の運転

法第63条の9第1項違反

基準に適合するブレーキ装置がなかったり、ブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為



5万円以下の罰金
(過失も同じ)

※前輪・後輪の一方にしかブレーキがない自転車で走行する行為も違反です。

15 妨害運転

法第117条の2第6号、
法第117条の2の2第11号違反

他の車両等の通行を妨害する目的で、逆走して道をふさいだり、ベルを執拗に鳴らすなどの行為

